

議案第42号

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程制定について

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程を別紙のように制定するものとする。

令和3年7月21日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校で従事する調理員等に貸与する被服の項目等を変更するため改正するもの。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程

2 改正理由

東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校で従事する調理員等に貸与する被服の項目等を変更するため改正するもの。

3 改正内容

- (1) 色の項目を削除する。【別表の2関係】
- (2) 種類に長靴を追加する。【別表の2関係】
- (3) 調理衣について、新規従事者に限り初年度に2着貸与できるよう備考を追加する。【別表の2関係】

4 施行期日

公布の日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月21日

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部を改正する規程
唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程（平成23年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「色」及び「白」を削り、同表に次のように加える。

長靴		1足	1年
備考 調理衣については、新規従事者に限り初年度に2着を貸与する。			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程の一部改正新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 東部学校給食センター				1 東部学校給食センター			
種類	色	数量	貸与期間	種類	色	数量	貸与期間
帽子	白	1 枚	1 年	帽子	白	1 枚	1 年
帽子	淡い青緑色	1 枚	1 年	帽子	淡い青緑色	1 枚	1 年
帽子	青	1 枚	1 年	帽子	青	1 枚	1 年
調理衣 上下	白	1 着	1 年	調理衣 上下	白	1 着	1 年
調理衣 上下	淡い青緑色	1 着	1 年	調理衣 上下	淡い青緑色	1 着	1 年
調理衣 上下	青	1 着	1 年	調理衣 上下	青	1 着	1 年
短靴	白	1 足	1 年	短靴	白	1 足	1 年
短靴	淡い青緑色	1 足	1 年	短靴	淡い青緑色	1 足	1 年
短靴	青	1 足	1 年	短靴	青	1 足	1 年
2 東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校				2 東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校			
種類	色	数量	貸与期間	種類	色	数量	貸与期間
帽子	白	1 枚	1 年	帽子	白	1 枚	1 年
調理衣	白	1 着	1 年	調理衣	白	1 着	1 年
前掛け	白	1 枚	1 年	前掛け	白	1 枚	1 年
短靴	白	1 足	1 年	短靴	白	1 足	1 年
長靴		1 足	1 年				
備考 調理衣については、新規従事者に限り初年度に2着を貸与する。							

○唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程

平成23年4月28日

教育委員会規程第3号

改正 平成28年7月28日教委規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、唐津市立小中学校の給食調理業務に従事する調理員等（以下「調理員等」という。）に対する職務上必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被服の貸与)

第2条 調理員等に貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の種類、色、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務の態様その他の事情を考慮して被服の貸与を行わず、又は貸与期間を伸縮することがある。

(被服の管理)

第3条 調理員等は、自己の貸与被服について善良な管理者の注意をもって管理し、破損又は汚損したときは、これを補修又は洗浄しなければならない。

2 所属長は、被服貸与台帳（別記様式）を備え、調理員等への貸与状況を記録しなければならない。

(紛失及び損傷後の処置)

第4条 調理員等は、貸与被服を紛失したとき、又は著しく損傷して着用することができなくなったときは、所属長に速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、貸与被服の紛失又は損傷が調理員等の責めに帰すべき理由によるときは、当該調理員等は、弁償その他の責めを負わなければならない。

(返納)

第5条 調理員等は、貸与期間が満了したとき、又は貸与被服の貸与期間中に退職したとき、その他貸与を必要としない理由が生じたときは、速やかに貸与被服を返納しなければならない。

(貸与被服の払い下げ)

第6条 貸与期間が満了したとき又は調理員等が退職したとき、貸与被服を確認した結果状態が著しく悪い場合は、返納された貸与被服を当該調理員等又は退職者に対し無償で払い下げることができるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委規程第1号）

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平28教委規程1・全改）

1 東部学校給食センター

種類	色	数量	貸与期間
帽子	白	1枚	1年
帽子	淡い青緑色	1枚	1年
帽子	青	1枚	1年
調理衣 上下	白	1着	1年
調理衣 上下	淡い青緑色	1着	1年
調理衣 上下	青	1着	1年
短靴	白	1足	1年
短靴	淡い青緑色	1足	1年
短靴	青	1足	1年

2 東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校

種類	色	数量	貸与期間
帽子	白	1枚	1年
調理衣	白	1着	1年
前掛け	白	1枚	1年
短靴	白	1足	1年

○唐津市教育委員会給食調理員等被服貸与規程

平成23年4月28日
教育委員会規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、唐津市立小中学校の給食調理業務に従事する調理員等(以下「調理員等」という。)に対する職務上必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被服の貸与)

第2条 調理員等に貸与する被服(以下「貸与被服」という。)の種類、色、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務の態様その他の事情を考慮して被服の貸与を行わず、又は貸与期間を伸縮することがある。

(被服の管理)

第3条 調理員等は、自己の貸与被服について善良な管理者の注意をもって管理し、破損又は汚損したときは、これを補修又は洗浄しなければならない。

2 所属長は、被服貸与台帳(別記様式)を備え、調理員等への貸与状況を記録しなければならない。

(紛失及び損傷後の処置)

第4条 調理員等は、貸与被服を紛失したとき、又は著しく損傷して着用することができなくなったときは、所属長に速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、貸与被服の紛失又は損傷が調理員等の責めに帰すべき理由によるときは、当該調理員等は、弁償その他の責めを負わなければならない。

(返納)

第5条 調理員等は、貸与期間が満了したとき、又は貸与被服の貸与期間中に退職したとき、その他貸与を必要としない理由が生じたときは、速やかに貸与被服を返納しなければならない。

(貸与被服の払い下げ)

第6条 貸与期間が満了したとき又は調理員等が退職したとき、貸与被服を確認した結果状態が著しく悪い場合は、返納された貸与被服を当該調理員等又は退職者に対し無償で払い下げることができるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年教委規程第1号)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平28教委規程1・全改)

1 東部学校給食センター

種類	色	数量	貸与期間
帽子	白	1枚	1年
帽子	淡い青緑色	1枚	1年
帽子	青	1枚	1年
調理衣 上下	白	1着	1年
調理衣 上下	淡い青緑色	1着	1年
調理衣 上下	青	1着	1年
短靴	白	1足	1年
短靴	淡い青緑色	1足	1年
短靴	青	1足	1年

2 東部学校給食センター以外の給食センター及び小中学校

種類	色	数量	貸与期間
帽子	白	1枚	1年

調理衣	白	1着	1年
前掛け	白	1枚	1年
短靴	白	1足	1年

別記様式(第3条関係)

別記様式(第3条関係)

被服貸与台帳										
決裁欄			所属	貸与被服の 種類・数量	貸与開始 年月日	貸与期間満了 年月日	調理員等 受領印	返納年月日	担当係 受領印	備考
課長	係長	係								